

「舞鶴市公立学校等施設整備計画（令和3～4年度）」を改定しました

「舞鶴市公立学校等施設整備計画」について

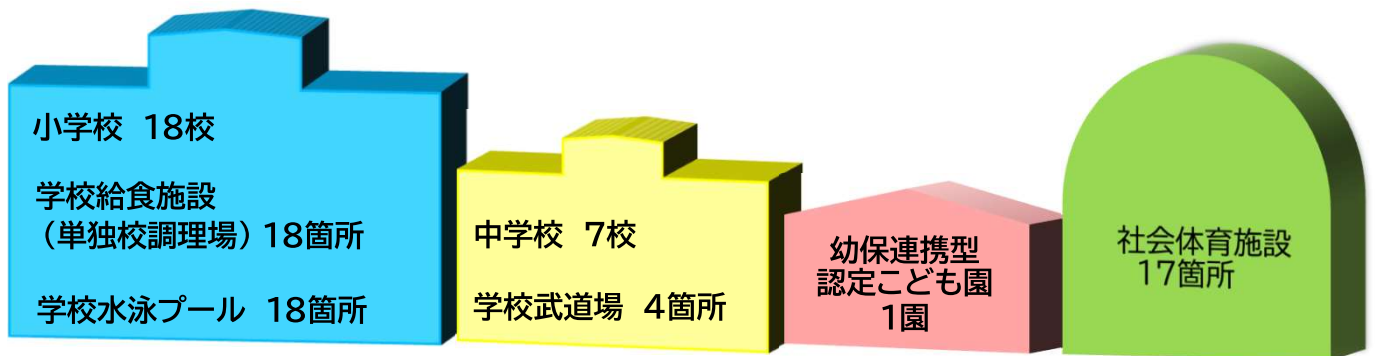
公立学校等の施設整備事業は、国からの交付金(学校施設環境改善交付金)を活用して実施しています。

この交付金は、学校施設の耐震化や老朽化した施設整備を促進するため創設されたもので、交付金を受けるためには、施設整備計画を作成し、公表することが義務付けられており、この度、舞鶴市では、個別施設計画を策定したことから、施設整備計画を改定しましたので公表します。

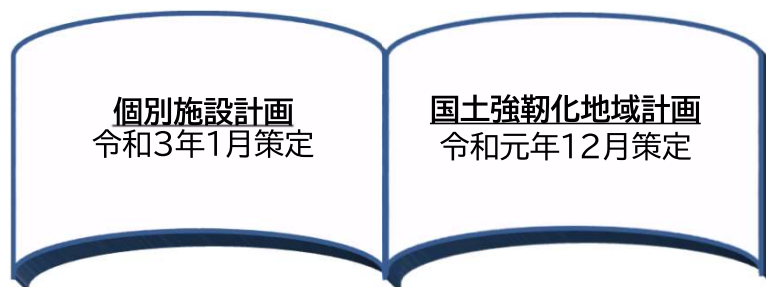
◆ **計画名称** 舞鶴市公立学校等施設整備計画

◆ **計画期間** 令和3年度 ～ 令和4年度

◆ **学校等の整備状況(保有数)**



◆ **整備に関する計画の策定状況**



◆ **施設整備計画の目標(計画期間内の事業および事業数)**

○老朽化対策を図る整備（長寿命化改良(予防改修) 小学校2校)

個別施設計画に基づき長寿命化を図る。
老朽化した防水改修及び外壁の剥落防止措置を講じ、健全な状態を保つため予防的な改修を実施する。

○新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備
(防災機能強化 小学校3校)

構造体の耐震診断(2次診断を含む)については、100%完了し、診断の結果、耐震性がない建物については、全棟耐震補強工事を実施し、耐震化率100%を達成している。
非構造部材の耐震化のうち、吊天井の落下防止対策は完了したが、照明器具・バスケットゴールの落下防止対策が必要な学校については、避難時の安全を確保するため、改修工事を実施する。